

現 行	見直し案																																								
第 1 節 風水害等 2. 土砂災害 土砂災害に関する指定区域は、以下に示すとおりである。各災害に対しては、これらの指定区域を踏まえつつ、災害想定及びその対応を図る。 ■土砂災害に関する指定 <table><tr><th>指定名称</th><th>区域数</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>土砂災害警戒区域</td><td>300 区域</td><td rowspan="2">土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)</td></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td><td>276 区域</td></tr><tr><td>地すべり防止区域</td><td>3 区域</td><td>地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>13 区域</td><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)</td></tr><tr><td>砂防指定地</td><td>8 箇所</td><td>砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)</td></tr><tr><td>山地災害危険箇所</td><td>19 地区</td><td>山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)</td></tr></table>	指定名称	区域数	根拠法令	土砂災害警戒区域	300 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)	土砂災害特別警戒区域	276 区域	地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	急傾斜地崩壊危険区域	13 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	砂防指定地	8 箇所	砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)	第 1 節 風水害等 2. 土砂災害 土砂災害に関する指定区域は、以下に示すとおりである。各災害に対しては、これらの指定区域を踏まえつつ、災害想定及びその対応を図る。 ■土砂災害に関する指定 (R6. 7. 2 時点) <table><tr><th>指定名称</th><th>区域数</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>土砂災害警戒区域</td><td>301 区域</td><td rowspan="2">土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)</td></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td><td>277 区域</td></tr><tr><td>地すべり防止区域</td><td>3 区域</td><td>地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>13 区域</td><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)</td></tr><tr><td>砂防指定地</td><td>8 箇所</td><td>砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)</td></tr><tr><td>山地災害危険箇所</td><td>19 地区</td><td>山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)</td></tr></table>	指定名称	区域数	根拠法令	土砂災害警戒区域	301 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)	土砂災害特別警戒区域	277 区域	地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	急傾斜地崩壊危険区域	13 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	砂防指定地	8 箇所	砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)
指定名称	区域数	根拠法令																																							
土砂災害警戒区域	300 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)																																							
土砂災害特別警戒区域	276 区域																																								
地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)																																							
急傾斜地崩壊危険区域	13 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)																																							
砂防指定地	8 箇所	砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)																																							
山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)																																							
指定名称	区域数	根拠法令																																							
土砂災害警戒区域	301 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)																																							
土砂災害特別警戒区域	277 区域																																								
地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)																																							
急傾斜地崩壊危険区域	13 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)																																							
砂防指定地	8 箇所	砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)																																							
山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)																																							

現 行			見直し案		
第 2 節 地域での防災力を高めるコミュニティ形成の促進			第 2 節 地域での防災力を高めるコミュニティ活動の強化		
項 目		主な担当	項 目		主な担当
第 1 項 コミュニティ形成の促進と自主防災組織の強化	1. 校区まちづくり協議会の形成	地域コミュニティ推進課、生活安全推進課、防災危機管理室	第 1 項 コミュニティ活動と自主防災組織の強化	1. 校区まちづくり協議会の支援	地域コミュニティ推進課、生活安全推進課、防災危機管理室
	2. 自主防災組織の支援			2. 自主防災組織の支援	
	3. 地域間における協力応援体制づくりの支援			3. 地域間における協力応援体制づくりの支援	
第 1 項 コミュニティ形成の促進と自主防災組織の強化			第 1 項 コミュニティ活動と自主防災組織の強化		
1. 校区まちづくり協議会の形成			1. 校区まちづくり協議会の支援		
市（地域コミュニティ推進課、生活安全推進課、防災危機管理室）は、各小学校区の全住民が加入を目指す住民自治組織として「校区まちづくり協議会」の形成を促進する。			市（地域コミュニティ推進課、生活安全推進課、防災危機管理室）は、校区の全住民が参加できる住民自治組織として「校区まちづくり協議会」を支援する。		
また、「安心安全まちづくり推進協議会」の校区組織を「校区まちづくり協議会」の安心安全部会として位置づけるよう促すなどの一体的な支援を推進する。			また、「安心安全まちづくり推進協議会」の校区組織を「校区まちづくり協議会」の安心安全部会として位置づけるよう促すなどの一体的な支援を推進する。		

現 行				見直し案									
第 4 節 避難所機能の強化													
第 1 項 避難所等の整備													
■指定避難所													
	避難所名称		住所		連絡先(電話)								
14	旧上官小学校		宮坂町6・3		41-2866								
～													
35	歴木中学校		大字歴木1150		53-6037								
36	田隈中学校		大字田隈338		53-6040								
37	橘中学校		大字橘664・1		58-0022								
■指定緊急避難場所													
	避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象									
				洪水	内 水 氾濫	土砂 災害	高潮	地震	大規模火 災				
14	旧上官小学校	宮坂町6・3	41-2866	○	○	○	○		○				
～													
35	歴木中学校	大字歴木1150	53-6037	○	○	○	○	○	○				
36	田隈中学校	大字田隈338	53-6040	○	○	○	○	○	○				
37	橘中学校	大字橘664・1	58-0022	○	○	○	○	○	○				

第 4 節 避難所機能の強化													
第 1 項 避難所等の整備													
■指定避難所													
	避難所名称		住所		連絡先(電話)								
14	大牟田中央校区コミュニティセンター		宮坂町6・3		41-2614								
～													
35	御木中学校		大字歴木1150		53-6037								
36	白銀中学校		大字田隈338		53-6040								
37	旧橘中学校		大字橘664・1		41-2866								
■指定緊急避難場所													
	避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象									
				洪水	内 水 氾濫	土砂 災害	高潮	地震	大規模火 災				
14	大牟田中央校区コミュニティセンター	宮坂町6・3	41-2614	○	○	○	○	○	○				
～													
35	御木中学校	大字歴木1150	53-6037	○	○	○	○	○	○				
36	白銀中学校	大字田隈338	53-6040	○	○	○	○	○	○				
37	旧橘中学校	大字橘664・1	41-2866	○	○	○	○	○	○				

現行				見直し案			
■指定避難地				■指定避難地			
	避難地名称	住所	連絡先(電話)		避難地名称	住所	連絡先(電話)
21	みなと小学校グランド	上屋敷町 2 丁目 3-1	53-6004	21	大牟田港緑地運動公園	西新町 22	
22	天領小学校グランド	天領町 1 丁目 145-1	53-6006	22	みなと小学校グランド	上屋敷町 2 丁目 3-1	53-6004
23	旧駛馬南小学校グランド	沖田町 236-1	41-2866	23	天領小学校グランド	天領町 1 丁目 145-1	53-6006
24	駛馬小学校グランド	馬場町 17	53-6008	24	旧駛馬南小学校グランド	沖田町 236-1	41-2866
25	天の原小学校グランド	笹原町3-116	53-6009	25	駛馬小学校グランド	馬場町 17	53-6008
26	玉川小学校グランド	大字櫛野 2710-1	53-6011	26	天の原小学校グランド	笹原町3-116	53-6009
27	旧上官小学校グランド	宮坂町 6-3	41-2866	27	玉川小学校グランド	大字櫛野 2710-1	53-6011
28	大牟田中央小学校グランド	笹林町 1 丁目 1-3	53-6014	28	旧上官小学校グランド	宮坂町 6-3	41-2866
29	大正小学校グランド	大正町 5 丁目 5-9	53-6015	29	大牟田中央小学校グランド	笹林町 1 丁目 1-3	53-6014
30	中友小学校グランド	中友町 1-20	53-6016	30	大正小学校グランド	大正町 5 丁目 5-9	53-6015
31	明治小学校グランド	明治町 2 丁目 21-1	53-6017	31	中友小学校グランド	中友町 1-20	53-6016
32	白川小学校グランド	中白川町 1 丁目 183	53-6018	32	明治小学校グランド	明治町 2 丁目 21-1	53-6017
33	平原小学校グランド	平原町 333	53-6019	33	白川小学校グランド	中白川町 1 丁目 183	53-6018
34	高取小学校グランド	大字歴木 1807-58	53-6020	34	平原小学校グランド	平原町 333	53-6019
35	三池小学校グランド	大字新町 289-1	53-6021	35	高取小学校グランド	大字歴木 1807-58	53-6020
36	羽山台小学校グランド	大字草木 587-3	53-6013	36	三池小学校グランド	大字新町 289-1	53-6021
37	銀水小学校グランド	大字田隈 239	53-6022	37	羽山台小学校グランド	大字草木 587-3	53-6013
38	上内小学校グランド	大字上内 1575-1	58-0103	38	銀水小学校グランド	大字田隈 239	53-6022
39	吉野小学校グランド	大字白銀 967-17	58-1037	39	上内小学校グランド	大字上内 1575-1	58-0103
40	倉永小学校グランド	大字倉永 1307	58-1038	40	吉野小学校グランド	大字白銀 967-17	58-1037
41	手鎌小学校グランド	大字唐船 395	53-6025	41	倉永小学校グランド	大字倉永 1307	58-1038
42	旧船津中学校グランド	船津町 1 丁目 6-1	41-2866	42	手鎌小学校グランド	大字唐船 395	53-6025
43	宅峰中学校グランド	右京町 1	53-6034	43	旧船津中学校グランド	船津町 1 丁目 6-1	41-2866
44	宮原中学校グランド	米生町 2 丁目 26	53-6032	44	宅峰中学校グランド	右京町 1	53-6034
45	旧勝立中学校グランド	大字勝立 282-2	41-2866	45	宮原中学校グランド	米生町 2 丁目 26	53-6032
46	旧延命学校グランド	昭和町 240	41-2866	46	旧勝立中学校グランド	大字勝立 282-2	41-2866
47	松原中学校グランド	大正町 5 丁目 4-16	53-6035	47	旧延命学校グランド	昭和町 240	41-2866
48	白光中学校グランド	椿黒町 32	53-6036	48	松原中学校グランド	大正町 5 丁目 4-16	53-6035
49	歴木中学校グランド	大字歴木 1150	53-6037	49	白光中学校グランド	椿黒町 32	53-6036
50	田隈中学校グランド	大字田隈 338	53-6040	50	御木中学校グランド	大字歴木 1150	53-6037
51	橘中学校グランド	大字橘 664-1	58-0022	51	白銀中学校グランド	大字田隈 338	53-6040
52	甘木中学校グランド	大字甘木 613-1	58-0033	52	旧橘中学校グランド	大字橘 664-1	41-2866
53	大牟田特別支援学校	天道町 24	56-9671	53	甘木中学校グランド	大字甘木 613-1	58-0033
54	リフレおおむた	大字四ヶ 1221	58-7777	54	大牟田特別支援学校	天道町 24	56-9671
55	第二グランド	黄金町 1 丁目 111	54-9555	55	リフレおおむた	大字四ヶ 1221	58-7777
				56	第二グランド	黄金町 1 丁目 111	53-1503

現行	見直し案
第 5 節 要配慮者の支援体制の確立 第 1 項 支援体制の確立	第 5 節 要配慮者の支援体制の確立 第 1 項 支援体制の確立
1. 避難行動要支援者名簿の作成等	1. 避難行動要支援者名簿の作成等
5) 避難支援等関係者となる者 避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者は、以下のとおりとする。	5) 避難支援等関係者となる者 避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者は、以下のとおりとする。
①大牟田市消防団	①大牟田市消防団
②大牟田警察署	②大牟田警察署
③民生委員・児童委員	③民生委員・児童委員
④大牟田市社会福祉協議会	④大牟田市社会福祉協議会
⑤自主防災組織その他の避難支援等関係者	⑤介護支援専門員
※避難支援等関係者……地域防災計画の定めによる、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（災害対策基本法第 49 条の 11）	⑥自主防災組織その他の避難支援等関係者 ※避難支援等関係者……地域防災計画の定めによる、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（災害対策基本法第 49 条の 11）

現行	見直し案								
第9節 被災者支援システムの整備 <table><tr><th>項 目</th><th>主な担当</th></tr><tr><td>第1項 被災者支援システムの整備</td><td>防災危機管理室、関係各課</td></tr></table> 第1項 被災者支援システムの整備 市（防災危機管理室、関係各課）は、災害時において迅速な被災者支援を実施するため、被災者の氏名・住所等の基本情報を記載する被災者台帳のほか、り災証明書の交付、各種被災者支援制度等を管理することができる「被災者支援システム」を整備する。 1. 被災者支援システムの導入 市（防災危機管理室、関係各課）は、災害時において迅速な被災者支援を実施するため、被災者の氏名・住所等の基本情報を記載する被災者台帳のほか、り災証明書の交付、各種被災者支援制度等を管理することができる「被災者支援システム」を導入する。 2. 被災者支援システムの運用 市（関係各課）は、被災者支援システムを適切に運用し、災害時の迅速な被災者支援の実施や被災者支援制度の手続等における被災者の負担軽減など、被災者に寄り添った対応を実施する。また、平常時においては、適切な運用方針の検討や利用操作研修、訓練等を行う。	項 目	主な担当	第1項 被災者支援システムの整備	防災危機管理室、関係各課	第9節 被災者生活再建支援システムの整備 <table><tr><th>項 目</th><th>主な担当</th></tr><tr><td>第1項 被災者生活再建支援システムの整備</td><td>防災危機管理室、関係各課</td></tr></table> 第1項 被災者生活再建支援システムの整備 市（防災危機管理室、関係各課）は、災害時において迅速な被災者支援を実施するため、被災者の氏名・住所等の基本情報を記載する被災者台帳のほか、り災証明書の交付、各種被災者支援制度等を管理することができる「被災者生活再建支援システム」を整備する。 （削除） 1. 被災者生活再建支援システムの運用 市（関係各課）は、被災者生活再建支援システムを適切に運用し、災害時の迅速な被災者支援の実施や被災者支援制度の手続等における被災者の負担軽減など、被災者に寄り添った対応を実施する。また、平常時においては、適切な運用方針の検討や利用操作研修、訓練等を行う。	項 目	主な担当	第1項 被災者生活再建支援システムの整備	防災危機管理室、関係各課
項 目	主な担当								
第1項 被災者支援システムの整備	防災危機管理室、関係各課								
項 目	主な担当								
第1項 被災者生活再建支援システムの整備	防災危機管理室、関係各課								

現行	見直し案																																																																	
第 1 節 気象情報や被害情報等の収集・伝達 第 1 項 気象庁、県、市からの気象情報等の発表 3. 水防警報の発表 県知事は、それぞれ指定する市域の河川（堂面川、諏訪川）について、洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報、水位情報、避難判断水位到達情報を発する。（水防法第 16 条） 大牟田水防地方本部（南筑後県土整備事務所）は、大牟田市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。 ■水防警報の各段階の状況と指示事項など <table><tr><th>段階</th><th>区分</th><th>状 況</th><th>市への指示等</th><th>指示の方法</th></tr><tr><td>第 1</td><td>待機</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達すると思われるとき</td><td>直ちに水防機関が出動できるように待機すること</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 2</td><td>準備</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を突破すると思われるとき</td><td>情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 3</td><td>出動</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお上昇の見込みがあるとき</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 4</td><td>警戒</td><td>洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を超え、災害の起こる恐れがあるとき</td><td>水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 5</td><td>解除</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき</td><td>水防機関の出動態勢及び水防警報の解除</td><td>FAX 電話</td></tr></table> 出典：平成 24 年度 福岡県水防計画書	段階	区分	状 況	市への指示等	指示の方法	第 1	待機	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話	第 2	準備	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を突破すると思われるとき	情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの	FAX 電話	第 3	出動	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話	第 4	警戒	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を超え、災害の起こる恐れがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話	第 5	解除	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢及び水防警報の解除	FAX 電話	第 1 節 気象情報や被害情報等の収集・伝達 第 1 項 気象庁、県、市からの気象情報等の発表 3. 水防警報の発表 県知事は、それぞれ指定する市域の河川（堂面川、諏訪川）について、洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報、水位情報、避難判断水位到達情報を発する。（水防法第 16 条） 大牟田水防地方本部（南筑後県土整備事務所）は、大牟田市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。 ■水防警報の各段階の状況と指示事項など <table><tr><th>段階</th><th>区分</th><th>状 況</th><th>水防管理者への通知等</th><th>指示の方法</th></tr><tr><td>第 1</td><td>待機</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達すると思われるとき</td><td>直ちに水防機関が出動できるように待機すること</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 2</td><td>準備</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を突破すると思われるとき</td><td>情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 3</td><td>出動</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 4</td><td>警戒</td><td>避難判断水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき</td><td>水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 5</td><td>厳重警戒</td><td>はん濫危険水位（水防法第 12 条で規定される警戒水位）に達し、氾濫発生の恐れがあるとき</td><td>水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの</td><td>FAX 電話</td></tr><tr><td>第 6</td><td>解除</td><td>はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき</td><td>水防機関の出動態勢及び水防警報の解除</td><td>FAX 電話</td></tr></table> 出典：令和 6 年度 福岡県水防計画書	段階	区分	状 況	水防管理者への通知等	指示の方法	第 1	待機	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話	第 2	準備	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を突破すると思われるとき	情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの	FAX 電話	第 3	出動	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話	第 4	警戒	避難判断水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話	第 5	厳重警戒	はん濫危険水位（水防法第 12 条で規定される警戒水位）に達し、氾濫発生の恐れがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話	第 6	解除	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢及び水防警報の解除	FAX 電話
段階	区分	状 況	市への指示等	指示の方法																																																														
第 1	待機	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話																																																														
第 2	準備	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を突破すると思われるとき	情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの	FAX 電話																																																														
第 3	出動	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話																																																														
第 4	警戒	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を超え、災害の起こる恐れがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話																																																														
第 5	解除	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢及び水防警報の解除	FAX 電話																																																														
段階	区分	状 況	水防管理者への通知等	指示の方法																																																														
第 1	待機	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話																																																														
第 2	準備	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)を突破すると思われるとき	情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの	FAX 電話																																																														
第 3	出動	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話																																																														
第 4	警戒	避難判断水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話																																																														
第 5	厳重警戒	はん濫危険水位（水防法第 12 条で規定される警戒水位）に達し、氾濫発生の恐れがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話																																																														
第 6	解除	はん濫注意水位(水防法第 12 条で規定される警戒水位)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢及び水防警報の解除	FAX 電話																																																														

現行	見直し案
第 1 節 発令基準に基づく避難指示等の発令 第 1 項 発令基準に基づく避難指示等の発令 3. 避難指示等判断基準 (新設)	

現行

見直し案

第1節 被災者への支援

項 目		主な担当
第1項 生活相談		市民生活課、福祉課、子ども家庭課、 人権・同和・男女共同参画課
第2項 雇用機会の確保		福祉課
第3項 義援金品の 受付及び配分	1. 受付	財政課、福祉課
	2. 受入	
	3. 配分	
第4項 災害弔慰金 等の支給	1. 災害弔慰金の支給	福祉課
	2. 災害障害見舞金の支給	
	3. 被災者生活再建資金の支給	
第5項 災害援護資 金等の貸し付け	1. 災害援護資金の貸し付け	福祉課、子ども家庭課
	2. 生活福祉資金の貸し付け	
	3. 母子・寡婦福祉資金の貸し付け	
第6項 郵便事業の特例措置		日本郵便株式会社
第7項 租税の徴収猶予、減免等		税務課、納税課、保険年金課
第8項 リ災証明書等の交付		福祉課、産業振興課、農林水産課
第9項 被災した住宅の応急修理		建築住宅課
第10項 応急仮設 住宅の建設	1. 仮設住宅の建設等	建築住宅課
	2. 対象者	
第11項 災害公営住宅等の整備		建築住宅課
第12項 災害時の風評被害を防止するための啓発		関係各課

第1節 被災者への支援

項 目		主な担当
第1項 災害ケースマネジメントの実施		防災危機管理室、福祉課
第2項 生活相談		市民生活課、福祉課、子ども家庭課、 人権・同和・男女共同参画課
第3項 雇用機会の確保		福祉課
第4項 義援金品の 受付及び配分	1. 受付	財政課、福祉課
	2. 受入	
	3. 配分	
第5項 災害弔慰金 等の支給	1. 災害弔慰金の支給	福祉課
	2. 災害障害見舞金の支給	
	3. 被災者生活再建資金の支給	
第6項 災害援護資 金等の貸し付け	1. 災害援護資金の貸し付け	福祉課、子ども家庭課
	2. 生活福祉資金の貸し付け	
	3. 母子・寡婦福祉資金の貸し付け	
第7項 郵便事業の特例措置		日本郵便株式会社
第8項 租税の徴収猶予、減免等		税務課、納税課、保険年金課
第9項 リ災証明書等の交付		福祉課、産業振興課、農林水産課
第10項 被災した住宅の応急修理		建築住宅課
第11項 応急仮設 住宅の提供	1. 仮設住宅の建設等	建築住宅課
	2. 対象者	
第12項 災害公営住宅等の整備		建築住宅課
第13項 災害時の風評被害を防止するための啓発		関係各課

（新設）

第1項 災害ケースマネジメントの実施

市（防災危機管理室、福祉課）は、被災者が個々の実状に応じた生活再建に取り組むことができるように、災害ケースマネジメント（※）の実施等により、見守り・相談や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

※一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

現行	見直し案
第1項 生活相談	第2項 生活相談
第2項 雇用機会の確保	第3項 雇用機会の確保
第3項 義援金品の受付及び配分	第4項 義援金品の受付及び配分
第4項 災害弔慰金等の支給	第5項 災害弔慰金等の支給
第5項 災害援護資金等の貸し付け	第6項 災害援護資金等の貸し付け
第6項 郵便事業の特例措置	第7項 郵便事業の特例措置
第7項 租税の徴収猶予、減免等	第8項 租税の徴収猶予、減免等
第8項 り災証明書等の交付	第9項 り災証明書等の交付
第9項 被災した住宅の応急修理	第10項 被災した住宅の応急修理
第10項 応急仮設住宅の建設	第11項 応急仮設住宅の提供
第11項 災害公営住宅等の整備	第12項 災害公営住宅等の整備
第12項 災害時の風評被害を防止するための啓発	第13項 災害時の風評被害を防止するための啓発